

令和四年第十五回
世田谷区教育委員会定例会

時 令和四年八月二十三日
所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○渡部教育長 ただいまから令和四年第十五回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

本日、亀田委員はオンラインで参加しております。

なお、本会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第十四条第三項に基づき会議は成立していますので、申し添えます。

まず、次第の1、令和四年第十四回定例会、第三回臨時会会議録の承認についてですが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、会議録を承認することといたします。

次第の2、本日の署名委員を指名させていただきます。中村委員と鈴木委員、どうぞよろしく願います。

本日は、議案三件と事務局からの報告が六件ございます。

それでは次第の3、議事に入ります。

日程第一を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第一 採択第一号 令和五年度使用世田谷区立小学校教科用図書の採択

○渡部教育長 採択第一号につきまして、粟井教育監より提案理由の説明をお願いいたします。

○粟井教育監 それでは、採択第一号、令和五年度使用世田谷区立小学校教科用図書の採択について御説明いたします。

本件は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づきまして、令和五年度に区立小学校で使用する教科用図書を採択していただくものでございます。

添付しております資料でございます。右上二ページ目以降が文部科学省の通

知でございました。令和五年度使用教科書の採択事務処理についてでございますが、右上の三ページを御覧いただければと思います。上のほうにあります。1、(1)小・中学校用教科書の採択についての部分を御確認ください。今年度の区立小学校用の教科書の採択につきましては、昨年度に採択いただいた教科書と同一の教科書を採択しなければならないという通知でございます。今年度、区立小学校で使用している教科書は、一番最後の四八ページに添付しております参考の図書のとおりということになっているところでございます。

以上を踏まえまして、令和五年度使用世田谷区立小学校教科用図書の採択について、採択をお願いいたします。

以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 それでは、採択第一号、令和五年度使用世田谷区立小学校教科用図書の採択について、採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第二を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第二 採択第二号 令和五年度使用世田谷区立中学校教科用図書の採択

○渡部教育長 採択第二号につきまして、粟井教育監より提案理由の説明をお願いいたします。

○粟井教育監 それでは、採択第二号、令和五年度使用世田谷区立中学校教科

用図書の採択について御説明いたします。

本件は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づきまして、令和五年度区立中学校で使用する教科用図書を採択していただくものでございます。

添付しております資料、同じく右上の二ページ目以降の文部科学省の通知によりまして、令和五年度使用教科書の採択事務処理についてでございますが、同じく三ページの1、(1)小・中学校用教科書の採択についてを御確認いただければと思います。今年度の区立中学校用教科書の採択につきましては、昨年度に採択いただいた教科書と同一の教科書を採択しなければならないという通知でございます。

今年度、区立中学校で使用している教科書は、最後、三二ページに添付しております参考の資料のとおりでございます。

以上となりまして、令和五年度使用世田谷区立中学校教科用図書の採択をお願いいたします。

以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 採択第二号、令和五年度使用世田谷区立中学校教科用図書の採択について、採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

次に、日程第三を上程いたします。

〔大野調整係長朗読〕

日程第三 採択第三号 令和五年度使用世田谷区立小・中学校特別支援学級
教科用図書の採択

○渡部教育長 採択第三号につきまして、粟井教育監より提案理由の説明をお願いいたします。

○粟井教育監 それでは、採択第三号、令和五年度使用世田谷区立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について御説明いたします。

本件は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に基づきまして、令和五年度に区立小・中学校特別支援学級で使用する教科用図書を採択していただくものでございます。

添付しております資料でございますが、右上二ページ目の世田谷区立小・中学校特別支援学級で使用する教科書を採択するための要綱を御確認ください。学校教育法附則第九条の規定により、特別支援学級では、入級する児童・生徒の障害の状況が毎年異なることから、毎年度異なる図書を採択すること、特別支援学級で使用する教科書は、通常の学級で使用する教科書目録に記載されている教科書以外の一般の図書を教科用図書として使うことができます。

令和五年度の採択に向けまして、各特別支援学級設置校からは、各学校の実態を踏まえ、教科書として使用したい一般図書について申請があり、これを受けまして、八月三日に検討委員会を開催いたしました。検討委員会におきましては、各学校からの申請について、特別支援学級の児童・生徒にふさわしい内容であるか、教科の目標に沿うものであるかなどの視点で検討を行いました。今年度の検討の結果、申請された一般図書は、ほとんどが東京都教育委員会が作成した調査研究資料において、使用が適切であるとリストアップされているものでした。

なお、都教委の調査研究資料になかった図書が三冊ございます。添付の右上

三ページ目以降が一覧表になります。添付の一覧表を御覧ください。まず、右上五ページになりますけれども、No.88「わかるさんすう3」むぎ書房でございしますが、これまでも区の採択で認められているものでございます。次に、右上三ページに戻りますが、No.13「国語『書く力、伝える力』の実力アップ編」という明治図書のもの、右上五ページになりますが、No.89の「算数『生活に役立つ力』の実力アップ編」明治図書でございますが、こちらのシリーズは、つまずきのある子どものためのワーク集になっています。国語では興味の範囲を広げ自分の思いを相手に伝える力を育む内容、算数では学習を生活の中で役立てていく力を育む内容となっております。この三冊につきましても、検討委員会から適切であると報告を受けているところがございます。以上を踏まえまして、令和五年度使用世田谷区立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択をお願いします。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、採択第三号、令和五年度使用世田谷区立小・中学校特別支援学級教科用図書の採択について、採決を行います。

本件を原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

「「異議なし」の声あり」

○渡部教育長 御異議なしと認め、本件を原案のとおり承認いたします。

それでは、次第の4、報告事項の聴取に入ります。

(1)令和四年第二回区議会定例会（代表・一般）における主な質問について、本件に関して、知久教育総務部長より説明をお願いします。

○知久教育総務部長 それでは、令和四年第二回区議会定例会における主な質問について御報告いたします。

右上一ページの1、議会日程等を御覧ください。令和四年第二回区議会定例会ですが、代表質問は六月十三日、一般質問は六月十四日から十五日にかけて行われました。全ての質問及び答弁については、九月上旬を予定してございますが、区のホームページ上での閲覧が可能となります。

参考までに、第二回区議会定例会における教育領域の主な質問・答弁の要旨を二ページから四ページの別紙にまとめてございます。後ほど御覧いただければと思います。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(2)日光林間学園実施における新型コロナウイルス感染等により不参加となった児童分のキャンセル料の公費負担について、本件に関して、斉藤学務課長より説明をお願いします。

○斉藤学務課長 それでは、日光林間学園実施における新型コロナウイルス感染等により不参加となった児童分のキャンセル料の公費負担について御報告いたします。

1の主旨でございます。夏季休業中、七月二十一日から八月十一日までの期間に、区立小学校六年生を対象に実施している宿泊行事、日光林間学園におきまして、新型コロナウイルスへの感染等により、不参加となる児童が昨年度に比べ急増しております。今般の感染急拡大の状況を踏まえ、保護者負担の軽減

を図るため、コロナウイルスへの感染等により、当該行事にやむを得ず参加できなかったことで生じるキャンセル料について、公費により支援を行うものです。

次に、2のコロナ禍における取組みでございます。日光林間学園を含む宿泊行事につきましては、実施前の抗原定性検査キットの活用により、感染拡大防止を図りながら実施してきたところです。令和三年度の日光林間学園は、緊急事態宣言期間中は実施せずに延期し、そのことにより発生したキャンセル料について公費による支援を行いました。今般の第七波といわれる感染急拡大では国や都による行動制限はありませんでしたので、延期せずに実施いたしました。が、児童の陽性者数はこれまでを上回る状況でした。これらを踏まえ、感染拡大防止と社会経済活動の両立を進める中で、やむを得ず新型コロナウイルス感染等のために日光林間学園に参加することができなかった児童分のキャンセル料について公費により負担するものです。

なお、参考としてお示ししているとおり、川場移動教室、河口湖移動教室は、宿泊費は免除等で発生せず、バス借り上げ料は公費で対応しているため、欠席児童・生徒についてのキャンセル料は生じません。また、中学校修学旅行につきましては、各学校が旅行会社と直接契約しておりますので、コロナ関連によるキャンセルに対応した保険に加入する等により、個別に対応しております。

次に、3の対象者です。対象は以下の2つの理由により不参加となった児童です。(1)新型コロナウイルスへの感染、これは児童自身が感染した場合です。(2)同居家族等の感染により濃厚接触者に特定されたこと、これは児童が濃厚接触者に特定され、自宅待機を余儀なくされた場合です。その他の疾病やけが等による不参加については対応いたしません。

次に、4、所要経費です。総額五百十四万円を予定しており、5、スケジュ

ールに記載しておりますが、区議会第三回定例会に補正予算として提案を予定しております。

なお、当総額の内訳につきましては記載のとおりですが、日光林間学園終了後、学校は一斉休業期間や各教員の夏季休暇取得、研修等がございましたので、今後改めて対象となる児童数及び金額について、各学校と学務課とで精査し、確定してまいります。

5、今後のスケジュールにつきましては、記載のとおりです。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

○中村委員 参考で、修学旅行はキャンセル保険に入っているということですが、この場で分かれればですけども、大体このキャンセル保険料は幾らぐらいするもののですか。多分旅行費に上乘せという形になると思うのですけれども。

○斉藤学務課長 正確な金額は、個々に旅行会社、保険会社等で扱われるので異なるとは思います。正確なものが手元にはないのですけれども、おおよそ、八百円程度から千円ちよつとというふうには把握しております。

○中村委員 分かりました。

○渡部教育長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、次に進みます。

(3)令和五年度区立幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）新入園児募集の実施について、本件に関して、本田乳幼児教育・保育支援課長より説明をお願いします。

○本田乳幼児教育・保育支援課長 それでは、令和五年度区立幼稚園・認定こども園（幼稚園枠）新入園児募集の実施について御報告を申し上げます。

1の主旨でございますが、区立幼稚園の令和五年度の新入園児（四歳児）の

募集について御報告をするものでございます。

2の募集定員は、記載のとおりでございます。

3の募集要件等は、記載のとおりでございますが、応募者が定員を超えた場合には抽せんいたします。定員に満たない園については、その後随時入園申込みを受け付けます。

4の日程でございます。九月一日から九月十五日まで募集案内、申込書を配付し、九月十三日から十五日まで申込みを受け付け、九月二十六日に入園予定者の決定を行います。

5の受付場所等でございます。募集案内と申込書の配付、申請書の受付等は各園で行います。ただし、申込受付について、幼稚園の臨時休園等、新型コロナウイルスに関する対応が必要な場合、乳幼児教育・保育支援課で受付を行います。

6の周知方法でございますが、区の広報紙「せたがや」の九月一日号に掲載するとともに、区のホームページ、ポスター等で周知を図っております。

私からの報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(4)放課後児童健全育成事業の運営方針（案）及び時間延長モデル事業について、本件に関して、加野生涯学習・地域学校連携課長より説明をお願いいたします。

○加野生涯学習・地域学校連携課長 放課後児童健全育成事業の運営方針（案）及び時間延長モデル事業について御説明いたします。

本件は、令和四年五月二十五日の文教常任委員会及び同年五月二十六日の福祉保健常任委員会において、放課後児童健全育成事業の運営方針（素案）の検討状況等について報告したところでございますが、その後、放課後児童健全育成事業の運営方針（案）を取りまとめましたので御報告するものでございます。また、あわせまして、時間延長モデル事業の再開について、今後の取組みを報告いたします。

2、放課後児童健全育成事業の運営方針の検討経過についてでございます。これまで六回にわたりまして、同委員会におきまして、以下の表の内容について検討を進めてまいりました。この一回目から六回目という形で検討を進めてきたところでございます。この運営方針に基づきまして、今後募集要項の策定を行いまして、新BOPの喫緊の課題である大規模化、狭隘化の問題解消に向けて、令和五年度のプレオープンを目指す民間の放課後児童健全育成事業の誘導に取り組んでまいります。

3、新BOP学童クラブの時間延長モデル事業の再開についてでございます。新BOP学童クラブの時間延長モデル事業につきましては、過去にモデルとして実施をしておりましたが、新型コロナウイルスの関係で、一旦休止をしていたものでございます。年内のできるだけ早期に再開することを、令和四年五月の文教常任委員会及び同年の五月二十六日の福祉保健常任委員会において御報告をしたものでございます。子ども・保護者へのアンケート結果等も含めまして、このたび新たに延長時間のスポット利用という新しい形を加えまして、モデル事業の再開を十月一日から行ってまいります。

実施の内容でございます。(1)を御覧ください。延長の時間ですが、十八時十五分から十九時まで延長をいたします。モデル事業の実施校ですが、五校ございます。桜小学校、下北沢小学校、玉川小学校、山野小学校、芦花小学校でございます。一部、大規模新BOPを二校導入しております。利用の対象です

けれども、学童に登録をしていて、保護者の就労等により、十八時十五分以降の利用が必要な子ども及び保護者でございます。

実施の方法ですけれども、二つの方法を今回導入いたします。まず一つは、ア)月極め利用です。これは時間延長が必要な児童について月単位で登録をするものです。就労証明等により確認をいたします。イ)のスポット利用です。学童クラブの登録者が就労等により一時的に時間延長が必要な場合に利用するもので、前日までに申し込むという形を取る予定でございます。⑤の定員でございます。一校当たり四十名といたしまして、原則年少学年、一年生を優先的に定員を埋めていく形となります。利用料です。月単位千円、スポット利用は一回二百円で、上限を千円といたします。

実施体制につきましては、前年度モデル事業の方法と改めまして、ローテーションを組んで、職員が対応する形となっております。

4の今後のスケジュールでございます。御覧のとおりでございます。

報告は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見ございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(5)奥沢区民センター及び奥沢図書館の仮移転について、本件に関して、會田中央図書館長より説明をお願いします。

○會田中央図書館長 それでは、奥沢区民センター及び奥沢図書館の仮移転について御報告いたします。

1の主旨でございます。奥沢区民センターと奥沢図書館が設置されている奥沢ビルは、区が一部フロアを区分所有し、平成二十七年に耐震不足が判明して

おります。区は建物の区分所有者で組織している管理組合の理事長となり、耐震化などの工事の実施に向け調整を進めてまいりましたが、当面、おおむね五年程度耐震化工事の完了が見込めないことから、万が一の大地震発生時における施設利用者や職員の安全確保を最優先に、両施設を近隣の耐震性が確保されている建物に仮移転することといたします。

なお、奥沢ビルの耐震化工事の完了後は、両施設とも奥沢ビルに戻ることを前提としています。

2、耐震化に向けた経緯と今後の対応です。耐震化工事については、管理組合における理事会・総会での手続きを経て、平成二十九年五月に施工会社と工事契約を締結しましたが、修繕積立金の徴収が進まず、施工会社に前払い金を支払えずに契約解除になった経緯がございます。その後も管理組合において工事实施に向けて調整を進めてまいりましたが、現時点でも修繕積立金は確保できていない状況でございます。現在、管理組合では、法的措置により修繕積立金を確保することについて検討、手続きを進めており、修繕積立金を確保した後に耐震化工事の着手を目指す考えです。

3、奥沢区民センターについてです。令和四年度末をもって奥沢ビルでの運営を休止いたしましたして、近隣の建物に暫定的に仮移転いたします。以下、記載のとおりでございます。

4、奥沢図書館についてです。令和四年度末をもって奥沢ビルでの運営を一旦終了し、令和五年度から当面の間、休館いたします。休館期間中は、旧奥沢まちづくりセンターに仮事務所を設置いたしましたして、図書資料の予約受付、貸出し、返却や新聞、雑誌の閲覧スペース設置などの一部業務を行ってまいります。

5、奥沢ビルに関する今後の取組みです。奥沢ビルの区の所有は継続し、建物の耐震化に向け、引き続き他の区分所有者とともに全体管理組合にて調整し

てまいります。区の所有スペースは耐震化工事が完了するまでは倉庫などに活用する考えです。

二ページに参りまして、6、仮移転概算経費、また7の今後の予定につきまして、記載のとおりでございます。

なお、参考として、奥沢ビルの概略図を記載してございますので、御確認いただければと思います。

説明は以上です。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○渡部教育長 それでは、次に進みます。

(6)各課行事予定について、本件に関して、知久教育総務部長より説明をお願いいたします。

○知久教育総務部長 それでは、令和四年九月の各課行事予定について御報告いたします。

予定としましては、九日に第十六回教育委員会定例会、二十七日に第十七回教育委員会定例会が予定されています。

次ページ以降に各課の詳細な行事予定表をおつけしておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

なお、新型コロナウイルス感染症の状況によっては変更する可能性があることを申し添えます。

報告は以上でございます。

○渡部教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○渡部教育長 (7)その他の連絡事項等はございませんか。

本日は資料配付が三件ございますので、御覧になっておいてください。

次回の教育委員会は九月九日金曜日午前十時から教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和四年第十五回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十時二十五分閉会